

平成21年度
事業計画書

平成 21 年 3 月

社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会

基本方針

社会福祉協議会を取り巻く環境は、行政改革による補助金の削減、介護保険制度の改正による介護報酬の見直し、障がい者自立支援法の制定などの要因により、今後、大変厳しい経営状況となることが予想されます。

このような状況の中、組織体制の見直し、優秀な人材の確保、職員の資質の向上、自主財源の確保のための方策の検討などに積極的に取り組み、経営基盤強化に努めてまいります。また、地域福祉を推進する中核的な組織である本会の役割や実施事業について、正しく広報・啓発するための事業を併せて展開していきます。

地域福祉の推進には、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として地域で日常生活をおくり、社会、文化その他様々な分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域住民とともに多くの団体が協力することが重要です。地域福祉を推進するうえで、地区社会福祉協議会の立ち上げ、地域福祉推進のための人づくり、福祉コミュニティづくりへの支援体制の整備といった取り組みを中心に置き、福祉コミュニティ推進組織（地区社協）の立ち上げ等に向け、その基盤づくりを最重点課題としております。また、地域福祉活動計画の策定に向け、行政、住民と協働で取り組んでまいります。

介護保険事業や障がい者自立支援事業においては、これらの福祉サービス事業を提供していく上で、社会福祉協議会という極めて公共性の高い本会の特質を考慮し、事業を進めることが重要であり、また、地域の実情に応じた安定したサービス提供が期待される一方で、介護保険法改正や障害者自立支援法施行に伴う制度内容の改変に的確に対応し、採算性を考慮し事業実施に努めてまいります。

住民の実践的な地域福祉活動であるボランティア活動については、その活動が住民への福祉の啓発となり、今後の地域福祉の推進に極めて大きな役割を占めるものであり、本会は、幅広い分野でのボランティア活動への支援強化を行い、地域住民、ボランティア等の連携、協働により、住民にもっとも身近な福祉団体としての役割を担ってまいります。

本年度より新たに、公益事業として市の指定管理施設である「津房老人憩いの家」の管理運営を行います。この施設を地域の活動の拠点とし、高齢者の健康増進や生きがいづくりなど、温泉を活用したサービスを展開していきます。また、温泉施設は市内外からの利用者も多く、温泉施設で得た利益は、地域福祉事業推進の財源として活用してまいります。

重点目標

本会では、以下の項目を重点目標として事業の推進に努めます。

1. 広報・啓発活動の充実
2. 災害時における要援護者支援システムづくり
3. 地域福祉の総合的推進
4. 地域福祉活動計画の策定（行政と協働）
5. 介護保険事業・障がい者自立支援事業の経営安定化
6. ボランティアの育成と事業の強化

実施計画

【 法人運営部門 】

介護保険事業等を実施している現在は、単なる運営ではなく経営が問われている。これは、単に法人運営を財政的に経営することを意味するものではありません。本会が実施している、またはこれから実施する地域福祉活動や介護保険事業等の利用者への福祉サービスの提供を永続的に維持することが、利用者の生活を保障することになり、このため法人経営体制、組織体制の強化を図ります。

また、今後の事業推進や香典返し等の財源確保するうえでも、社会福祉協議会を広く住民に知っていただくことは不可欠であるため、広報・啓発活動を充実させます。

1. 法人経営体制の強化及び適正運営

地域福祉事業、在宅福祉事業を実施するにあたり、社会福祉協議会の組織や財政及び事務局体制の基盤を強化します。

- ①理事会及び評議員会の適時開催
- ②本・支所連絡調整会議の月例定期開催
- ③職員会議の定期開催
 - ・職場代表者会議（年6回程度）
 - ・全職員参加の意見交換会（年2回程度）
- ④会長・管理職会議の月例定期開催
- ⑤共同募金、香典返し等の自主財源の増大等、財政基盤の確立
- ⑥自主財源確保や事業の見直し、今後必要な新規事業の検討
 - ・福祉施設の指定管理者制度の動向を踏まえての事業検討
 - ・介護保険事業の実施にあたって採算性の確保に努力し、収益を地域福祉事業に還元
 - ・公費財源を確保できるよう行政との連携を強化

⑦職員の資格取得促進

- ・介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員、管理責任者等の資格取得促進

⑧職員の資質向上を図るための各種研修会への参加及び内部研修会の実施

- ・全職員を対象とした研修会及び専門職の研修会等、計画的に開催

2. 広報・啓発活動の充実

子供から高齢者まで多くの住民に、正しく社会福祉協議会を理解し、身近なものと感じてもらえるように広報・啓発活動を充実させます。

①広報委員会の設置及び開催

②広報誌「社協だより うさ」の適時発行（年4回）

- ・社協の事業の紹介、住民参加の広報誌

③宇佐市社会福祉大会の開催

- ・社協の主要行事として、多くの住民のみなさまに参加いただくための企画、運営

④共同募金運動の推進

- ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

⑤福祉情報提供活動

- ・社協ホームページの充実・適時更新

（宇佐市社会福祉協議会の URL <http://www.usa-shakyo.jp>）

⑥福祉バスの適正運行

- ・福祉関係機関がボランティア事業等の社会福祉事業推進のため会議、研修会、講習会等に参加する方々を目的地までお運びするバスを運行します。

3. その他

①職員の健康管理（定期健診の実施）

②各事業所、施設の安全衛生管理の徹底

③福祉教育機関からの実習生の受入

【 地域福祉部門 】

誰もが住みなれた地域社会で、支えあい、助け合い、安心して生活がおくれるように、各種相談援護事業、地域福祉事業の推進を図ります。

また、本会の地域福祉活動は、福祉会やボランティア団体等との協働活動により、実施されている。新たな福祉問題に的確に対応できる体制を強化していきます。

1. 地域福祉活動における専門性の強化

①事業の評価・分析を行い、計画的な事業展開を図る

②新しい福祉問題に関する調査・研究を行い、対処すべき事項について検討し、新規事業を構築する

- ③地域福祉推進団体との協働及び情報交換
 - ・老人クラブ、障がい者団体等の研修会等へ参加
- ④職員の職種別研修体制の充実を図る
- ⑤専門性を高め、内部の連携を強化し、地域福祉活動を総合的に推進する
 - ・各種事業担当者との情報交換のための連絡会議の開催
- ⑥関係機関との情報の共有化

2. 地域福祉事業の推進

- ①地域福祉活動計画の策定（行政と協働）
 - ・ニーズ調査の実施等により、住民のニーズを反映した計画の策定
- ②地区社協設置の推進
 - ・モデル地区を選定し、自治会、民生委員児童委員等を中心に組織化し、小地域福祉活動の拠点とする
- ③災害時要援護者台帳の整備
 - ・民生委員児童委員協議会と連携し、台帳を整備
 - ・行政との協働で災害時ネットワークを構築していく
- ④ひとり暮らし高齢者愛の訪問事業
 - ・ヤクルト販売店、民生委員児童委員協議会と連携
- ⑤ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会の開催（院内支所）
 - ・民生委員児童委員協議会との共催
- ⑥ひとり暮らし高齢者ふれあい交流会への援助・協力（本所）
 - ・パナソニックとの連携
- ⑦老人クラブ活動への支援
- ⑧障がい者団体主催事業への支援・協力
- ⑨点字講習会の開催（本所）
- ⑩心理リハビリ教室の開催（本所）
- ⑪「うさっ子サポートセンター」の運営及び推進
- ⑫キッズサークルへの支援（院内・安心院支所）
- ⑬住民参加型有償サービス「おんもらと」の運営（院内・安心院支所）
- ⑭各種福祉機器等の貸出
 - ・介護用ベット、車いす、エアマット、レスキューキッチン、自動体外除細動器(AED)
- ⑮生活福祉資金の貸付業務及び債権回収（県社協と連携）

3. ボランティア事業の推進

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談や登録並びに需給調整を行います。また、住民のボランティア活動への関心を高め、積極的なボランティア活動が展開されるよう各種養成講座等も開催します。

- ①ボランティア活動の相談、登録、斡旋

- ②ボランティアの養成
 - ・講座、研修会等の開催
- ③ボランティア連絡協議会の支援及び連携
- ④子供たちの福祉教育への支援強化
 - ・出前教室の開催（市内小・中学校）
 - ・ボランティアキッズの実施（小学生のボランティアサークル）
- ⑤ボランティア協力校の指定及び支援
 - ・市内の学校を対象
- ⑥ボランティア体験月間の実施（福祉施設と連携）
 - ・中高生、大学生を対象に夏休み期間に実施
- ⑦「ボランティアの集い」の開催
- ⑧ボランティアだより「こだます」の発行（社協だよりへ掲載）
- ⑨ボランティア活動保険及び行事保険の加入促進

4. 日常生活自立支援事業

認知症等により判断能力が不十分になった方や支援を必要とされる高齢者、知的・精神障害のために支援を必要とされる方が、安心して地域での自立した生活が続けられるように、関係機関との連携をはかりながら福祉サービス利用のための援助を行います。

- ①「あんしんサポートセンター宇佐」の企画・運営
- ②福祉サービスについての情報提供及び相談・援助
- ③日常生活必要な金銭管理サービス等の実施
- ④生活支援員の養成研修の実施

5. 民生委員児童委員協議会の推進協力

宇佐市民生委員児童委員協議会が進める活動、研修の推進に積極的に協力するとともに、地域福祉事業推進の主体として、ともに連携して地域の福祉ネットワークづくりに取り組んでいきます。

- ①民生委員児童委員協議会活動への助成
- ②民生委員児童委員協議会の役員会の開催
- ③民生委員児童委員研修会の実施協力
- ④互助共励事業の取扱い
- ⑤地区民協との連携強化

【 在宅福祉部門 】

介護保険制度の大幅な改正、障がい者自立支援法の制定等により、介護報酬収入が減少傾向にあり、経営に大きな影響を及ぼしている。このような状況の中、利用者本位の質の高いサービスの提供を行うため、職員の資質の向上、優秀な人材の確保が必要であります。また、利用者の拡大、経営の効率化、本会の他部署との連携強化を図り、制度の改正に適正に対応し、円滑な事業実施に努めます。

1. 介護保険事業の実施

- ①居宅介護支援事業の経営（院内・安心院支所）
 - ・居宅サービス計画の作成及び利用管理
 - ・サービス利用にかかるモニタリングの随時実施
 - ・サービス担当者会議の随時実施
 - ・支所間のケアマネ連絡調整会議の月例定期開催
 - ・包括支援センターとの連携及び情報の共有化
- ②訪問介護事業の経営（院内・安心院支所）
 - ・連絡調整会議の月例定期開催
 - ・サービス担当者会議への参加
- ③通所介護事業の経営（院内・安心院支所）
 - ・ミーティングによる職員間の情報共有
 - ・送迎時の安全運転管理の徹底
 - ・サービス担当者会議への参加
- ④訪問入浴介護事業の経営（院内支所）
- ⑤利用者の意思を尊重し、ニーズにあったケアプランの作成と自立支援に向けたサービスの提供
- ⑥サービスの質の向上を目指し、職員の研修の強化
- ⑦安定した経営を目指し、効率的、効果的な事業実施のための検討・分析
- ⑧関係機関、ボランティア活動との連携

2. 障がい者自立支援事業の実施

- ①障がい者生活介護センターの経営（安心院支所）
- ②障がい者居宅介護事業（訪問介護）の経営（院内・安心院支所）
- ③ケアプランに沿った、効率的で質の高いサービスの提供
- ④サービスの質の向上を目指し、職員の研修の強化
- ⑤安定した経営を目指し、効率的、効果的な事業実施のための検討・分析
- ⑥行政、関係機関との連携

3. その他事業

- ①特定高齢者通所介護事業（院内・安心院支所）
 - ・圏域包括支援センターとの連携による介護予防事業
- ②児童館運営（安心院支所）
- ③放課後児童クラブ（安心院支所）
- ④配食サービス事業
 - ・虚弱高齢者等を対象に食生活の改善を目的として実施
 - ・障害者雇用による自立支援

【 圏域地域包括支援センター 】

本会では、院内支所内に院内圏域地域包括支援センターを設置し、圏域の高齢者が住みなれた地域で、尊厳ある、その人らしい生活を継続することができるよう目指しています。その実現のためには、できる限り要介護度にならないよう「介護サービス」を適切に確保し、要介護状態になっても高齢者のニーズや状態の変化に応じて、必要なサービスが切れ目なく提供される取り組みと実践をしていきます。

- ①介護予防マネジメント業務の推進
 - ・特定高齢者の把握
- ②総合相談・支援事業の推進
 - ・総合相談の実施及び支援
 - ・関係者による「院内圏域地域包括ケア会議」の開催
- ③虐待の防止・早期発見等の権利擁護事業の推進
- ④包括的・継続的ケアマネジメント業務の推進
 - ・介護支援専門員の資質の向上のための研修会の開催
 - ・介護支援専門員の課題等に対するアドバイス及び支援
- ⑤指定介護予防事業の実施
 - ・介護予防プランの作成と評価
 - ・介護予防ケアマネジメント業務の一部委託
- ⑥居宅介護支援事業所との連携及び情報交換
 - ・支援困難事例の研究
- ⑦包括的支援ネットワークの推進
 - ・関係機関、団体、サービス事業所との連携

【公益事業】

1. 「津房老人憩いの家」の経営（指定管理）

本年度から3年間、宇佐市より指定管理者の指定を受けます。

「老人憩いの家」の設置目的である高齢者の健康増進と生きがいを支援し、地域の活性化を図るために、最大の特色である温泉を有効活用しながら地域福祉の拠点としてサービスを展開していきます。

- ①宇佐市老人憩いの家に関する条例や施行規則を遵守した運営
- ②温泉施設としての衛生確保
- ③集会室を利用して介護教室や生きがいをづくり等の講座を実施
- ④介護技術や介護保険情報など社会福祉に関する情報提供の場として活用
- ⑤意見箱を設置しサービスについての意見や要望に耳を傾け、利用者がどのように感じているのか、サービスに満足しているのか等、顧客満足度の向上のため、利用者の声を受け止め、「サービスの質の向上、改善」に努める
- ⑥市外からの利用者も多いいため、地域の観光地としてPR活動を行い、地域の活性化に協力